- 第272条 原動機付自転車の測定に関し、保安基準第59条第1項の告示で定める方法は、 第1号から第3号までに掲げる状態の原動機付自転車を、第4号により測定するものと する。
 - 一 空車状態
 - 二 外開き式の窓及び換気装置については、これらの装置を閉鎖した状態
 - 三 車体外に取り付けられた後写鏡及びたわみ式アンテナについては、これらの装置を 取り外した状態。この場合において、車体外に取り付けられた後写鏡は、当該装置に 取り付けられた灯火器及び反射器を含むものとする。
 - 四 直進姿勢にある原動機付自転車を水平かつ平坦な面(以下「基準面」という。)に 置き巻き尺等を用いて次に掲げる寸法を測定した値(単位は cm とし、1 cm 未満は 切り捨てるものとする。)とする。
 - イ 長さについては、原動機付自転車の最も前方及び後方の部分を基準面に投影した 場合において、車両中心線に平行な方向の距離
 - ロ 幅については、原動機付自転車の最も側方にある部分を基準面に投影した場合に おいて、車両中心線と直交する直線に平行な方向の距離
 - ハ 高さについては、原動機付自転車の最も高い部分と基準面との距離